

# 太子町学校給食用物資納入の手引き



太子町学校給食共同調理センター

## 目次

### 1 はじめに

- (1) 趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 対象となる契約及び物資・・・・・・・・・・・・ 1

### 2 業者登録

- (1) 太子町への業者登録・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (2) 登録の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (3) 申請方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (4) 申請の受付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (5) 審査及び登録等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (6) 登録の有効期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (7) 登録事項の変更・廃止・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (8) その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

### 3 納入業者の決定

- (1) 見積書の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- (2) 納入業者の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- (3) 給食用物資の発注・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

### 4 給食用物資の納入

- (1) 納入先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- (2) 納入の時期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- (3) 納入時の検収・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- (4) 不良品の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- (5) 精米の納入について・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- (6) 米飯・パン・牛乳の納入について・・・・・・・・ 8

### 5 代金の請求・支払い

- (1) 代金の請求・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- (2) 代金の支払い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

# 1 はじめに

## (1)趣旨

本手引きは、太子町が発注する学校給食用物資（以下「給食用物資」という。）を納入するにあたり必要な手続き等を示すものです。登録手続きをしていない業者からは、原則、給食用物資を購入することができませんので十分注意してください。

## (2)対象となる契約及び物資

対象となる契約は、学校給食用物資の購入のみです。対象となる給食用物資については、次のとおりになります。

太子町給食用物資に係る食品分類表	
1 穀物及び乾物類	白米・強化米・小麦粉・でん粉・中華そば・うどん・スパゲティ・マカロニ・パン粉・大豆・小豆・春雨・ごま 等
2 大豆製品	豆腐・油揚げ・がんもどき・生揚げ 等
3 野菜・果実類	野菜類・みかん・なし・りんご 等
4 冷凍食品	冷凍食品全般
5 肉類	牛豚鶏等の肉類・ハム・ソーセージ・鶏卵 等
6 添加物	ジャム・クリーム・バター・マーガリン・チーズ・蜂蜜 等
7 調味料	しょうゆ・ソース・砂糖・食塩・みそ・酢・食油類・カレー粉・こしょう・マヨネーズ・複合調味料・ルウ 等
8 その他	上記分類に属さないもの

## 2 業者登録

### (1) 太子町への業者登録

給食用物資を納入するためには、給食用物資納入業者として事前に太子町（以下「町」という。）に登録されていることが必要です。

なお、この業者登録は、町の契約における一般的な物品調達に関する契約とは別の手続きとなりますので、給食用物資を納入するためには原則この登録が必要となります。

ただし、業者登録は継続的な発注を確約するものではありません。

### (2) 登録の基準

次の各号のすべてに該当していること。

- ① 学校給食の意義及び役割並びに食育基本法（平成 17 年法律第 63 号）の趣旨を理解するとともに、食品に関する法律及びその他関連する法令等を遵守している者であること。
- ② 衛生管理上必要な製造場所、保管場所及び輸送車両等の設備を適切に維持管理し、食の安全と厚生労働省が定める「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）」に基づく衛生管理が徹底されていること。
- ③ 営業施設及び納入しようとする給食用物資の衛生管理並びに従業員に対する健康管理が十分に行われていること。
- ④ 学校給食の実施に必要な給食用物資の所要量を確実に供給できる能力を有し、かつ、指定した期日及び時間に指定場所へ納入できる輸送能力を有すること。
- ⑤ 納税義務を履行しており、登録の開始日以前における直近 2 年間に一切の刑事罰又は行政処分を受けておらず、業務に関する重大な事故も起こしていないこと。
- ⑥ 太子町暴力団排除条例（平成 25 年条例第 7 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。

### (3) 申請方法

申請書及び添付書類を、給食センターに提出してください。（郵送も可とします。）内容を確認のうえ、提出書類に不備がなければ申請を受理します。

なお、申請に必要な書類は次のとおりです。

- ① 太子町学校給食用物資納入業者登録（変更）申請書
- ② 申請書添付書類

- (i)誓約書
- (ii)食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業許可を要する者  
にあつては、営業許可証の写し及び当該所管保健所の食品衛生監視票  
の写し
- (iii)食品衛生法に基づく営業の届出を要する者にあつては、届出の事実  
がわかる書類の写し及び当該所管保健所の食品衛生監視票の写し
- (iv)町内に本店又は支店・営業所等を有する者にあつては、国税及び町税  
に関する完納証明書の写し
- (v)町外に本店又は支店・営業所等を有する者にあつては、国税に関する  
完納証明書の写し
- (vi)その他町長が必要とする書類

※生産者団体等については、上記に記載のある(ii)～(v)の書類を省略  
することができます。

※(ii)～(v)については、直近に発行されたものをご提出ください。

【申請書添付書類(iv)、(v)について（納税証明書）】

申請書添付書(iv)及び(v)における納税証明書は以下を参考にご提出くださ  
い。

**(町内業者の方)**

○個人業者の場合

①町税

納税証明書の写し…1通

(「町県民税」、「固定資産税」、「国民健康保健税」及び「軽自動車税」)

②国税

納税証明書その3の2の写し…1通

(「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」)

○法人業者の場合

①町税

納税証明書の写し…1通

(「法人町民税」、「固定資産税」及び「軽自動車税」)

②国税

納税証明書その3の3の写し…1通

(「法人税」及び「消費税及地方消費税」)

**(町外業者の方)**

○個人業者の場合

①国税

納税証明書その3の2の写し…1通

(「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」)

○法人業者の場合

①国税

納税証明書その3の3の写し…1通

(「法人税」及び「消費税及地方消費税」)

**(4)申請の受付**

① 受付期限 (申請書の受付は土日祝を除きます。)

**令和7年1月31日(金)**

※**令和7年4月分から納入を希望される場合は**、上記の期限までに申請してください。

※上記期限以降も随時受付を行っておりますが、申請時期により取引開始日(給食センターへの物資納入が可能となる日)が異なります。

※郵送する場合は、**令和7年1月31日(金)必着**となります。

② 受付時間

午前8時から午後4時45分まで

**(5)審査及び登録等**

申請書を受理したあとは、町において登録の適否を審査します。審査後、結果を申請者に通知し、登録が妥当と考えられる場合は登録名簿に登載します。

**(6)登録の有効期間**

登録の有効期間は、登録日より2年以内の期間となります。

〈例1〉登録開始日が令和7年4月1日の場合

令和7年4月1日～令和9年3月31日まで

〈例2〉登録開始日が令和7年8月1日の場合

令和7年8月1日～令和9年3月31日まで

〈例3〉登録開始日が令和8年12月1日の場合

令和8年12月1日～令和9年3月31日まで

### **(7)登録事項の変更・廃止**

登録業者は、登録名簿に登載されている登録事項に変更が生じたとき又は登録名簿への登録を廃止しようとするときは、以下の書類を給食センターまでご提出ください。

①登録事項の変更

太子町学校給食用物資納入業者登録（変更）申請書

②登録の廃止

太子町学校給食用物資納入業者登録廃止届

### **(8)その他**

納入時に再三の検収不合格がある場合や、食品衛生法の違反が発覚した場合など、学校給食の運営にあたり、著しく適正を欠くと判断されたり、信頼を著しく損ったりした場合、登録を解除する場合があります。

## 3 納入業者の決定

### (1) 見積書の提出

町から登録業者に対して毎月見積を依頼します。登録業者は指定された期日までに見積書を指定の場所まで提出してください。見積可能物資のみ金額を記載し、見積を提出しない物資については空白のまま提出してください。また、見積時に規格書や見本品の提示を求められることがあります。なお、原則、提出後の見積書の書換え、引換え又は撤回はできませんのでご注意ください。

※見積書は必ず封緘しての提出をお願いします。

### (2) 納入業者の決定

見積書を開封し、納入業者を決定します。決定業者には、請書を送付します。開封結果が知りたい場合は、給食センターまでご連絡ください。

請書には、住所・名前をご記入いただき、押印したものを給食センターまでご持参ください。また、給食物資の売買契約となりますので、請書への収入印紙の貼付は不要です。

### (3) 給食用物資の発注

契約業者に対して発注書を送付します。なお、発注書送付後に、感染症等による学級閉鎖や、台風等の自然災害による臨時休業となった場合は、数量の大幅な変更又は発注取消となることがあります。双方協議のうえ納入量を変更する場合がありますが、ご理解、ご協力をよろしくお願いします。

## 4 給食用物資の納入

### (1) 納入先

#### 【納入先一覧】

納入施設名	所在地
太子町立太子西中学校	揖保郡太子町立岡 207 番地 1
太子町立太子東中学校	揖保郡太子町太田 1 番地
太子町立龍田小学校	揖保郡太子町佐用岡 436 番地
太子町立斑鳩小学校	揖保郡太子町鷗 713 番地
太子町立太田小学校	揖保郡太子町東出 128 番地
太子町立石海小学校	揖保郡太子町福地 422 番地
太子町立斑鳩幼稚園	揖保郡太子町馬場 5 番地
太子町立太田幼稚園	揖保郡太子町東出 126・127 合併番地 1
太子町立石海幼稚園	揖保郡太子町福地 501 番地 1
太子町学校給食共同調理センター	揖保郡太子町沖代 17 番地

### (2) 納入の時期

給食センターからの発注書により、下表の日時に指定された規格及び数量の給食用物資を納品書とともに納入してください。ただし、何らかの事情により納入時間等に支障が生じる場合は、速やかに給食センターへ連絡し、担当職員の指示に従ってください。なお、下表の納入時期はあくまでも予定であり、発注書に記載の日時での納入をお願いします。

#### 【納入時期一覧】

納入日	納入場所	納入時刻	納入品目
当日(使用日)納入	給食センター	8:00~9:00 (時間指定)	野菜類(休日明けのもやし・カット野菜等) 肉類・豆腐油揚げ類・果物類(カットフルーツ)
	各学校園 給食センター (直接配送)	9:00~11:30	ナン・ピタパン等
前日納入	給食センター	9:30~11:00 13:30~15:00	その他の野菜類・豆類・穀物類・乾物・調味料・缶詰類・冷凍食品類(魚介類を含む)
前々日納入 又は 随時納入	給食センター	8:00~11:00	砂糖・一般油脂類・調味料類

※納入時刻より早く在庫されても納入時刻までは受付できません。

※納入日は、土曜・日曜・祝日を除く。

### **(3)納入時の検収**

給食用物資の納入時には、検収責任者と納入業者との双方立ち合いのもとで検収を行い、検収に合格したものを納入してください。

### **(4)不良品の対応**

検収時に不合格（著しく品質が劣る、数量の不足等）とされたものは、検収責任者の指示に従い、直ちに適格品との交換や補充などの対応を行ってください。

### **(5)精米の納入について**

兵庫県学校給食・食育支援センター所長からの通知により、米飯加工業者が決定後、納入場所・日時を個別にお知らせします。米飯加工業者へ指定日時に直接納入していただく予定です。

### **(6)米飯・パン・牛乳の納入について**

兵庫県学校給食・食育支援センター所長からの通知により、各業者が決定後、決定業者へ納入場所・日時を個別にお知らせします。

## 5 代金の請求・支払い

### (1) 代金の請求

#### ① 請求の方法

代金の請求は、実際に納入した数量により請求書を提出してください。請求書は翌月 10 日までに給食センターに提出をお願いします。(10 日が土日祝日の場合は、翌センター開所日) なお、請求書の用紙は任意書式ですので、普段の取引で使用しているものをご使用ください。

#### ② 請求に関する注意事項

請求書には必ず次のことを記載してください。未記載の場合、支払いが行えないことがあります、再提出していただく場合があります。

(ア) 納品した給食用物資の品名、納品日、数量、単価など請求金額の内訳

(イ) 請求者名及び住所

(ウ) 印鑑

※印鑑について、請求書への押印を省略する場合は、発行責任者及び担当者の名前、連絡先を必ず記載してください。発行責任者と担当者が同一の場合でもそれぞれ記載してください。

### (2) 代金の支払い

上記請求書の提出を受けてから、給食センターで内容を確認後、請求日から 30 日以内に指定口座に振り込みを行います。

※振込手数料は町が負担します。

#### 【問い合わせ先】

太子町学校給食共同調理センター

〒671-1543

住 所：揖保郡太子町沖代17番地

T E L：079-277-1155

F A X：079-277-2055

M A I L：[kyusyoku@town.hyogo-taishi.lg.jp](mailto:kyusyoku@town.hyogo-taishi.lg.jp)